

第10期新居浜市分別収集計画

令和4年6月30日

新居浜市分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

新居浜市分別収集計画

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、地球環境への負荷低減を図る持続可能な循環型社会の構築が不可欠である。

国においては、平成13年1月に循環型社会形成推進基本法が施行され、平成13年4月には資源有効利用促進法が全面改正施行された。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されるなど、個々のリサイクル法によるリサイクルを推進する法整備がされている。

新居浜市では、平成6年4月からリサイクルプラザの稼動にあわせ、新6種分別への切り替えを行い、容器包装のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器の分別収集を行っていた。さらに平成18年4月から、リサイクル率、中間処理率の向上、最終処分場の延命を図るため、6種分別に3つの新しい区分を追加し、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、ペットボトル、段ボール、飲料用紙製容器の分別収集を行っている。また、平成21年10月からはプラスチック製容器包装の分別収集を行い、リサイクルを推進するとともに、平成21年6月1日から市内6事業者19店舗において、「レジ袋の無料配布を中止」し、プラスチック製容器包装の削減を図っている。（現在は9事業者31店舗で実施）

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者、行政が一体となった廃棄物循環社会づくり
- (2) 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。
- (3) 市内の関係者が一体となったごみ排出抑制と再生品利用促進の取り組みを進める。
- (4) 環境教育の充実を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年とし、3年ごとに見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、ペットボトル、段ボール、飲料用紙製容器、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t／年度)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	9,176	9,120	9,064	9,008	8,952

ごみ排出量見込み量の21.48%を容器包装廃棄物として推計

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお実施するにあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 教育、啓発活動の充実

- ・学校や市の行事及び地域社会で副読本等を活用した教育や、出前講座、ごみ処理施設等の見学会などあらゆる機会を活用し、市民及び事業者に情報を提供し認識を深めてもらう。
- ・リサイクル促進のため、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等について、広報紙・カレンダー等による啓発活動に取り組む。

(2) 再生品販売等推進店の促進

- ・再生品の販売や簡易包装の推進等をスーパーや小売商店に協力依頼する。
- ・回収ボックスの設置、再生紙の使用を協力依頼する。
- ・買物袋の持参、リターナブル容器等の利用を進める。

(3) 資源回収の促進

- ・資源ごみ集団回収奨励事業における対象品目について、回収の重要性をPRし、積極的回収促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市の廃棄物処理施設の整備状況、資源化及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度合い、市の施設、収集体制、収集器材等の観点から、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶
主として—— 無色のガラス製の容器 ガラス製の —— 茶色のガラス製の容器 容器包装 —— その他のガラス製の容器	びん（色別に収集）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙類
主として段ボール製の容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（ペット）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年度）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	121		120		119		119		118	
アルミ缶	133		132		132		131		130	
無色ガラス	合計		合計		合計		合計		合計	
	320		318		316		314		312	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	320	0	318	0	316	0	314	0	312	0
茶色ガラス	合計		合計		合計		合計		合計	
	263		261		260		258		256	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	263	0	261	0	260	0	258	0	256	0
その他ガラス	合計		合計		合計		合計		合計	
	112		111		111		110		109	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	112	0	111	0	111	0	110	0	109	0
段ボール	355		353		351		349		347	
飲料用紙パック	5		5		4		4		4	
ペットボトル	合計		合計		合計		合計		合計	
	205		203		202		201		200	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	205	0	203	0	202	0	201	0	200	0
その他プラスチック製容器包装	合計		合計		合計		合計		合計	
	603		599		595		592		588	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	603	0	599	0	595	0	592	0	588	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
113,464人 (対前年度比)	112,770人 (対前年度比)	112,077人 (対前年度比)	111,383人 (対前年度比)	110,689人 (対前年度比)
99.39%	99.39%	99.39%	99.38%	99.38%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	缶	委託業者による指定日回収	市
アルミ缶			
無色ガラス	びん	委託業者による指定日回収	市
茶色ガラス			
その他ガラス			
飲料用紙パック	古紙類	委託業者による指定日回収	古紙回収業者
段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	市
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による指定日回収	市

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいるスチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック、段ボールについては、引き続きこれらの団体も分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶	ネット	2 tトラック車	清掃センター (選別・圧縮・保管)
アルミ缶				
無色ガラス	びん	コンテナ	2 tトラック車	清掃センター (保管)
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙パック	古紙類	ひもで縛る	2 tトラック車	古紙回収業者
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	ネット	プレス パッカー車	清掃センター (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明又は白色半透明の袋(ビニール)	プレス パッカー車	清掃センター (選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

「にはま環境プラン（第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画）」（平成26年3月策定）において、循環型社会の形成のため、3Rの促進を主要施策の一つとしており、ごみの分別回収を始めとしたリサイクルの促進を行うことを定めている。

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、次の取組を行う。

(1) 分別収集に伴う排出指導の徹底

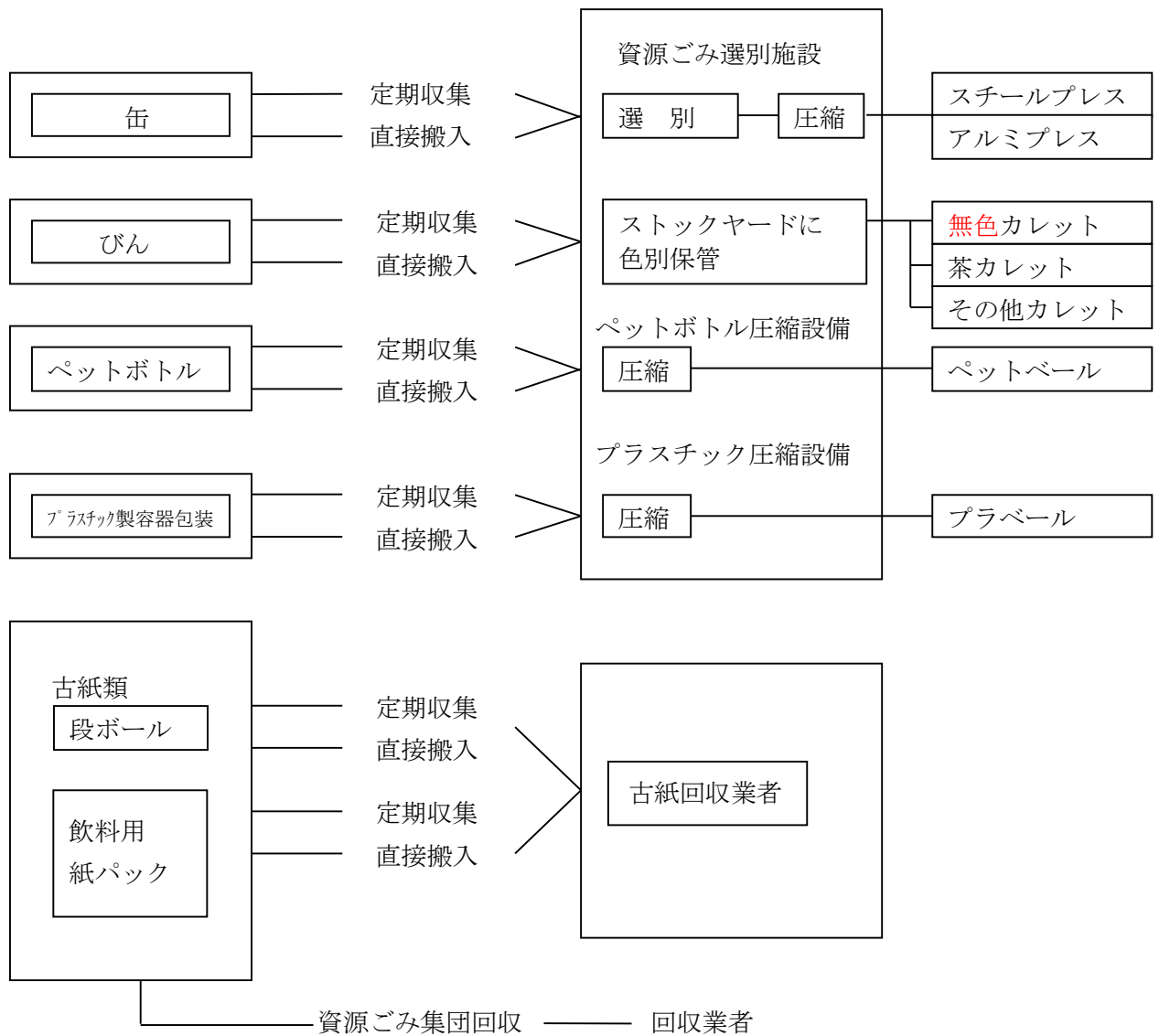
- ・廃棄物減量等推進のため、出前講座等を通して、環境教育を推進する。

(2) 集団回収及び拠点回収の促進

- ・アルミ缶、スチール缶、段ボール、飲料用紙パックの市民団体等における資源ごみ集団回収奨励事業を促進するため、回収業者との連携を図る。
- ・トレー、牛乳パックの店頭拠点回収の促進を図るため、事業者・行政との連携を図る。

特記事項

(1) 容器包装廃棄物のフロー



(2) 分別収集に必要な施設計画

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
1 排出容器				
1.1 ネット	a. 缶類（アルミ・スチール）	（仕様） 縦1m 横0.8m	市	新聞・雑誌と同時に収集
1.2 コンテナ	b. びん類（無色・茶・その他）	プラスチック製		
1.3 ひも	c. 飲料用紙パック			
ひも	d. 段ボール			
1.4 ネット	e. ペットボトル	縦1.2m 横1m		
1.5 袋	f. プラスチック製容器包装	材質：ビニール袋（透明又は白色半透明）		プラスチック製容器包装として収集
2 集積場所	a～f	資源ごみステーション	市	自治会等指導
3 運搬車両	a	（仕様） 型式：2tトラック車 数量：2台	市	
	b	型式：2tトラック車 数量：2台		
	c、d	型式：2tトラック車 数量：3台		
	e	型式：2tプレスパッカー車 数量：1台		
	f	型式：2tプレスパッカー車 数量：3台		

4 中間処理				
4.1				
清掃センター	a	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、磁選機 圧縮機 能力：2 t /5H	市	
清掃センター	b	びん (無色・茶・その他) 色別に搬入、ストック		
清掃センター	e	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮機 能力：1.2 t /5H		
清掃センター	f	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮機 能力：6.4 t /5H		
4.2 回収業者	c、d	主要機器：古紙梱包機	民間	
5				
ストックヤード				
清掃センター	a	(仕様) 屋外 21.00 m ²		
	b	(仕様) 屋外屋根付 96.90 m ²	市	
	e	(仕様) 屋外屋根付 67.50 m ² × 2		
	f	(仕様) 屋外屋根付 30.00 m ²		